

令和 3 年
第 8 回南九州市農業委員会 総会議事録

1. 日 時 令和 3 年 8 月 30 日（月） 午後 2 時～

2. 場 所 南九州市頤娃保健センター

3. 出席委員（ 17 人）

会長	1 番	松村 孝徳			
会長職務代理	2 番	永山 明美			
委員	3 番	福元 三徳	4 番	桑代 純一	5 番 松永 克生
	6 番	吉崎 久男	7 番	六反田 達郎	8 番 松藺 勝郎
	10 番	東垂水 勝秀	11 番	今市 範男	12 番 本木下 裕一
	13 番	宮原 俊郎	15 番	池田 慎	16 番 下之門 信洋
	17 番	東垂水美智子	18 番	雪丸 泰親	19 番 大隣 初美

4. 欠席委員（ 2 人） 9 番 梶山 俊孝 14 番 月野 貴大

5. 議 題

- 開会の宣告
- 会長諸般の報告
- 事務局長諸般の報告
- 開議の宣告
- 日程第 1 会議録署名委員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 議案審議に係る通知事案について
- 日程第 4 農業経営改善計画認定者の報告について
- 日程第 5 議案第 50 号 農業振興地域整備計画変更（案）の意見決定について
- 日程第 6 議案第 51 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可について
- 日程第 7 議案第 52 号 農地法第 4 条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定について
- 日程第 8 議案第 53 号 農地法第 5 条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定について
- 日程第 9 議案第 54 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定について
- 日程第 10 議案第 55 号 非農地証明願いについて
- 日程第 11 議案第 56 号 下限面積（別段の面積）の設定について

- 日程第12 その他
- 閉議の宣告
- 閉会の宣告

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 山下 剛志

農政係長 赤崎 美行 係員 中村 信介, 松村 建夫

農地係長 福永 正司 係員 森山 幸弘

7. 会議の概要

開 会 午後2時

事務局長 御起立願います。
「一同 礼」
御着席願います。

議 長 それでは、出席確認を行います。梶山委員、月野委員から一身上の都合により、欠席届が提出されております。
ただいまの出席人員は17名で、会議の定足数に達しております。これより令和3年第8回 南九州市農業委員会総会 を開会いたします。

議 長 まず会長諸般の報告でございますが、議案資料の84頁を御覧いただきたいと思います。（諸般の報告を行う。）

議 長 続きまして事務局長諸般の報告に移ります。事務局長の報告を求めます。

事務局長 （諸般報告を行う。）

議 長 只今の、会長・事務局長諸般の報告に対しまして、質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようでございますので、これより本日の会議を開きます。会議に先立ちお願いをいたします。会議録作成に必要でございますので、質疑、意見等

発言を求める委員は、挙手のうえ、自分の議席番号を言ってから発言してください。

議 長 日程第1 会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は会議規則第19条第2項の規定により、12番 本木下 委員、13番 宮原 委員を指名し、会議書記に赤崎 農政係長を指名いたします。

議 長 日程第2 会期決定の件を議題に供します。
お諮りします。本会議の会期は、本日8月30日の1日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日限りの1日間とすることに決定しました。

議 長 続きまして、日程第3 議案審議に係る通知事案について、事務局の説明を求めます。

農地係長 説明いたします。先ず、3分でございます。
農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知事案が2件ございました。
貸人は、鹿児島市の〇〇〇〇さん、借人は、鹿児島市の〇〇〇〇さん 外です。
所有権移転によるもの2件です。地目の内訳は、畑4筆 1,980㎡で、全て潁娃地域です。
続きまして5～10分でございます。
農用地利用集積計画の合意解約による通知事案が30件ございました。
貸人は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん 相続人代表〇〇〇〇さん、借人は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇 外です。
貸人主導によるもの14件、借人主導によるもの16件のうち、農地中間管理事業への載せ替えが3件となっております。地目の内訳は、田14筆 9,425㎡、畑51筆 59,752㎡の合計65筆 69,177㎡で、潁娃地域15件、知覧地域6件、川辺地域9件です。
なお、各ページ一番右端備考欄に記載があります筆が、後程審議いただきます議案審議に関する合意解約案件でございます。
説明を終わります。

議 長 只今の事案について、質疑はありませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認めます。只今の案件につきましては、あくまでも通知事案でございますので、御了承いただきたいと思います。

議 長 続きまして、日程第4 農業経営改善計画認定者の報告についてを議題とします。事務局に説明を求めます。

農政係長 資料は12～20 頁で、今回は、新規認定3件、再認定35件であります。一覧表は13 頁、新規認定個別表は、14 頁になります。

まず、整理番号1、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。現在、茶400a、ヒサカキ40aの経営を行っていますが、今後は、ヒサカキを60aまで規模拡大し経営の安定に努めたい考えです。

次に、整理番号2、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。現在、キャベツ800aを主に経営を行っていますが、今後は、キャベツ1,000a、高菜30a、甘藷200aまで規模拡大し経営の安定に努めたい考えです。

次に、整理番号3、霧島市の〇〇〇〇さんです。現在、ハウストマトの経営を行っていますが、今後は、20aまで規模拡大し経営の安定に努めたい考えです。

3件それぞれの経営改善目標等につきましては、資料で確認をお願いいたします。

また、再認定35件の個別表は、資料の15 頁からになりますので、お目通しをお願いいたします。以上で報告事項の説明を終わります。

議 長 只今事務局から報告のありました件について質問はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問なしと認めます。只今の案件につきましても、あくまでも報告事案でございますので、御了承いただきたいと思います。

議 長 次に、日程第5 議案第50号 農業振興地域整備計画変更（案）の意見決定についてを議題といたします。まずもって、現地調査員の報告をお願いいたします。雪丸委員お願いします。

雪丸委員

報告いたします。22 分の審議番号 1 番です。関連資料は 23～25 分になります。

申請人は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、潁娃町〇〇〇〇番〇 外 1 筆、畑 708 m²で、〇〇〇自治会に位置します。

申請人は現在、市内に実家住まいであり、実家の老朽化が進んでいるため、申請地に一般住宅を建築しようとすることから、農用地区域から除外するものです。

申請地の北側，東側は畑に，南側は農道に，西側は市道に接しています。

50 cm 程度の盛土，切土を行うが，緩衝地を設け，建物を奥に配置するので土砂流出等の恐れはなく，雨水は自然流下で道路側溝へ，污水・生活雑排水は合併浄化槽を介して道路側溝へ放流し，日照・通風等については，緩衝地を設けるので，周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長

次に，福元委員お願いします。

福元委員

報告いたします。審議番号 2 番です。関連資料は 26～28 分になります。

申請人は，川辺町〇〇の〇〇〇〇です。

申請地は，川辺町〇〇〇〇番〇，畑 3,228 m²で，〇〇〇自治会東側に位置します。

申請人は，市内で〇〇業を営む法人であり，申請地南側の既存の〇〇に付随する堆肥舎では処理しきれないため，申請地を借り受けて堆肥舎及びコンポストを建築しようとすることから，用途区分を農業用施設用地へ変更するものです。

申請地の北側は畑に，東側は山林に，南側は既存豚舎に，西側は農道に接しています。

1 m 程度の盛土を行うが，法面保護をするので土砂流出等の恐れはなく，雨水は自然流下で道路側溝へ放流し，日照・通風等については緩衝地を設けるので，周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長

ここで事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長

補足説明いたします。

審議番号 1 番の農振除外につきましては，代替地を検討しましたが適地が

見つからず、農用地区域の外周部に接していることから農地の集団化・農作業効率化に支障はなく、用排水路の機能低下はなく、土地改良事業完了から38年経過していることから、除外はやむを得ないと判断されます。

審議番号2番の用途区分変更につきましては、申請地南側の既存の〇〇に付随する堆肥舎では処理しきれないための申請であることから代替地の検討はしていませんが、養畜の業務のために必要な施設の用に供される農業用施設用地に該当することから、妥当な変更であると判断されます。

補足説明を終わります。

議長 只今、現地調査員の報告並びに事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第50号 農業振興地域整備計画変更（案）については、申請理由からしてやむを得ない変更として適当意見とすることに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第50号については、申請どおり適当意見とすることに決定いたします。

議長 次に、日程第6 議案第51号 農地法第3条許可申請に対する許可についてを議題とします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長 説明いたします。30㍏の3条所有権移転4件でございます。

譲渡人は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん 外の申請です。

地目の内訳は、田2筆 1,145㎡、畑9筆 6,767㎡の合計11筆 7,912㎡で、理由につきましては、規模拡大に伴う受贈3件、受贈1件です。

取引価格につきましては全て無償での取引で、地域別では、潁娃地域3件、川辺地域1件ございます。

なお、農地法第3条第2項各号に定める許可基準に抵触しないかの判断は、申請書及び提出されました31～33㍏の調査書、営農計画書について審

査し、許可要件を全て満たしていると認められます。

説明を終わります。

議 長 只今説明のありました案件について審議をお願いいたします。
質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。
議案第 51 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可については、全案件
について申請どおり許可することに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第 51 号については、全案件について、申請どおり許可す
ることに決定いたします。

議 長 次に、日程第 7 議案第 52 号 農地法第 4 条許可申請に対する許可並びに
意見聴取決定についてを議題といたしますが、まずもって、現地調査員から御報
告をお願いします。雪丸委員をお願いします。

雪丸委員 報告いたします。35 頁の審議番号 1 番です。資料は 36～38 頁になります。
申請人は、鹿児島市の〇〇〇〇さんです。
申請地は、知覧町〇〇〇〇番、登記簿地目 宅地、現況地目 畑、721.89
㎡で〇〇〇自治会に位置します。
申請人は、市外に居住しており、管理が困難である申請地の有効活用を図
ることから、太陽光発電施設を設置しようとするものです。
申請地の北側は雑種地に、東側は山林に、南側は里道に、西側は市道に接
しています。
土砂流出、雨水排水、日照・通風等については、周囲の農地等へ影響を及
ぼす恐れはないと判断しました。
以上で報告を終わります。

議 長 次に、福元委員をお願いします。

福元委員 報告いたします。審議番号 2 番です。資料は 39～41 頁になります。

申請人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、川辺町〇〇〇〇番〇，畑 3,460 m²で〇〇〇自治会南側に位置します。

申請人は、申請地北側隣接地で〇〇を飼養しており，経営の規模拡大を図ることから，補助事業を活用して〇〇を建築し，併せて〇〇を整備しようとするものです。

申請地の北側は既存〇〇に，東側は市道に，南側，西側は畑に接しています。

土砂流出，雨水排水，ふん尿・堆肥処理，日照・通風等については，周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長 ここで，事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 補足説明いたします。

一般基準の資力及び信用，遅滞なく申請用途に供することの確実性並びに周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれの有無につきましては，申請内容や添付書類により確認されていますので，適当であると判断されます。

審議番号 1 番の農地区分に応じた許可基準につきましては，〇〇〇の周囲概ね 500m 以内の区域内にある農地であることから，第 2 種農地の『500m 以内農地』に区分されます。代替地を検討しましたが適地が見つからなかったとのことです。

審議番号 2 番につきましては，市の農業振興地域整備計画に定められた農用地区域内にある農地であり，令和 2 年 12 月 2 日付けで農業用施設用地への用途区分変更が認可されており，養畜の業務のために必要な〇〇及び〇〇の整備であることから，農用地区域内農地の不許可の例外である『農用地利用計画指定用途』に区分されます。

なお，審議番号 2 番は農用地区域内農地に区分されるため，来月，県常設審議委員会の意見聴取となります。

補足説明を終わります。

議 長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問，御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。
議案第 52 号 農地法第 4 条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定については、申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 御異議なしと認めます。
よって議案第 52 号に係る案件については、申請どおり申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することに決定されました。

議 長 次に、日程第 8 議案第 53 号 農地法第 5 条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定についてを議題といたしますが、まずもって、所有権移転について現地調査員から御報告をお願いします。雪丸委員をお願いします。

雪丸委員 報告いたします。43 号の審議番号 1 番です。資料は 44～46 号になります。
譲受人は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、潁娃町〇〇〇〇番〇，畑 776 m²で〇〇〇自治会に位置します。

申請人は現在、市内に借家住まいであり、借家が手狭であることから、申請地を譲り受けて、農家住宅を建築しようとするものです。

申請地の北側は道路に、東側，南側，西側は畑に接しています。

土砂流出，雨水，污水・生活雑排水，日照・通風等については，周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

続きまして，審議番号 2 番です。関連資料は 47～49 号になります。

譲受人は，潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん，譲渡人は，潁娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地及び申請理由，被害防除対策等につきましては，先ほど農振除外で報告しましたので省略します。

以上で報告を終わります。

議 長 次に，使用貸借権設定について，福元委員をお願いします。

福元委員 報告いたします。50 号の審議番号 1 番です。関連資料は 51～53 号になります。

借人は，川辺町〇〇の〇〇〇〇，貸人は，南さつま市の〇〇〇〇さんです。

申請地及び申請理由，被害防除対策等につきましては，先ほど農振用途区

分変更で報告しましたので省略します。

以上で報告を終わります。

議 長

ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長

先ず、5条申請所有権移転につきまして補足説明いたします。

一般基準の資力及び信用、遅滞なく申請用途に供することの確実性並びに周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれの有無につきましては、申請内容や添付書類により確認されていますので、適当であると判断されます。

なお、審議番号2番につきましては、申請面積が一般住宅の目安である概ね500㎡を超えていますが、申請地は西側の市道より2m程度高く、東側の畑より3m程度低くなっており、それぞれ建築が制限される崖上制限区域及び崖下制限区域を除く有効面積が500㎡未満となる旨の理由書が添付されています。

審議番号1番の農地区分に応じた許可基準につきましては、都市計画法に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であることから、第3種農地の『都市計画用途地域内農地』に区分されます。

審議番号2番につきましては、農振除外後は、周囲に概ね10ha以上の一団の農地があり、良好な営農条件を備えている区域内にある農地であることから、第1種農地と判断されますが、既存の集落に接続していることから第1種農地の不許可の例外である『集落接続施設』に区分されます。代替地を検討しましたが適地が見つからなかったとのことです。

続きまして、資料の50～53頁でございます。

5条申請使用貸借権設定につきまして補足説明いたします。

一般基準につきましては、先程の所有権移転と同様に申請時の添付書類により確認されていますので、適当であると判断されます。

農地区分に応じた許可基準につきましては、市の農業振興地域整備計画に定められた農用地区域内にある農地であり、養畜の業務のために必要な堆肥舎及びコンポストの整備であることから、農用地区域内農地の不許可の例外である『農用地利用計画指定用途』に区分されます。

なお、所有権移転の審議番号2番につきましては、第1種農地に、使用貸借権設定の審議番号1番につきましては、農用地区域内農地に区分されるため、それぞれ、農振除外、用途区分変更の認可見込みの時点で、県常設審議委員会の意見聴取となります。

補足説明を終わります。

- 議 長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。
質問、御意見はございませんか。
- 委 員 「なし」の声あり
- 議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。
議案第 53 号 農地法第 5 条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定については、申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することに御異議ございませんか。
- 委 員 「異議なし」の声あり
- 議 長 御異議なしと認めます。
よって議案第 53 号に係る案件については、申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することに決定されました。
- 議 長 次に、日程第 9 議案第 54 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。事務局に提案説明を求めます。
- 農地係長 説明いたします。56～57 頁を御覧ください。「所有権移転」です。
譲渡人は、顥娃町〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は、顥娃町〇〇の〇〇〇〇さん 外 7 件です。
畑 16 筆 17,054 m²で、理由につきましては、規模拡大 7 件、受贈 1 件です。
取引価格につきましては、10a 当たり 255 千円から 600 千円で、顥娃地域 5 件、知覧地域 2 件、川辺地域 1 件です。
続きまして、59～70 頁の「賃貸借利用権の設定」です。
利用権を設定する者は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さん、設定を受ける者は、顥娃町〇〇の〇〇〇〇さん 外 84 件です。
設定面積は、田 35 筆 28,143 m²、畑 95 筆 105,228 m²の合計 130 筆 133,371 m²で、顥娃地域 36 件、知覧地域 14 件、川辺地域 35 件となっております。
なお、この内、農地中間管理事業での「賃貸借利用権設定」につきましては、件数が 12 件、設定面積は、田 11 筆 11,368 m²、畑 2 筆 2,339 m²の合計 13 筆 13,707 m²で、知覧地域 2 件、川辺地域 10 件となっております。
続きまして、72～73 頁の「使用貸借利用権の設定」です。
利用権を設定する者は、指宿市の〇〇〇〇さん、設定を受ける者は、顥娃町〇〇の〇〇〇〇さん 外 8 件です。

設定面積は、田 1 筆 922 m²、畑 16 筆 20,202 m²の合計 17 筆 21,124 m²で、
額娃地域 3 件、知覧地域 2 件、川辺地域 4 件となっております。

以上、すべての案件につきまして、その内容は市の農業経営基盤強化基本
構想に適合し、その農用地のすべてにおいて耕作又は養畜の事業を行い、ま
た事業に必要な農作業に常時従事し、その土地を効率的に利用することが認
められ、併せて当該土地に権利を有する者のすべての同意が得られているこ
とを確認しております。

説明を終わります。

議 長 只今説明のありました案件について審議をお願いいたしますが、賃貸借利用権
設定のうち、〇〇委員が 8 番、〇〇委員が 42 番～43 番、〇〇委員が 55 番～56
番について議事参与の制限に該当しますので、まず該当者のいない案件について、
全委員で審議いたします。

質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 54 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に係る
案件のうち、所有権移転の全案件と使用貸借利用権設定の全案件、賃貸借利用権設
定のうち、議事参与の制限に該当しない案件について、申請どおり適当意見とする
ことに、御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第 54 号に係る案件のうち、議事参与の制限に該当しない案件につ
いて、申請どおり適当意見とすることに決定しました。

議 長 引き続き、議案第 54 号のうち、議事参与の制限に該当する案件について審議を
行います。それでは、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員の退室を求めます。

(3人 退室)

議 長 これより、質疑を行います。質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。
議案第 54 号のうち、議事参与の制限に該当する案件については、申請どおり適
当意見とすることに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第 54 号のうち、議事参与の制限に該当する
案件については申請どおり適当意見とすることに決定いたします。〇〇委員、
〇〇委員、〇〇委員の入室を許可いたします。

(3人 入室)

議 長 〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員に報告いたします。議案第 54 号のうち、議事
参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見することに決定されま
した。

議 長 次に、日程第 10 議案第 55 号 非農地証明願いについてを議題といたし
ます。まず、現地調査員の御報告を求めます。桑代委員お願いします。

桑代委員 報告いたします。75 頁の審議番号 1 番です。関連資料は 76～78 頁になり
ます。

申請人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、知覧町〇〇〇〇番〇、畑 685 m²で、〇〇〇自治会に位置します。

平成 18 年の取得当時に既に杉が植林されており、管理が行き届かないま
ま現在に至っています。

周囲も山林の状況であり、日当たりも悪いことから、農地への復元は困難
であり、今後も農地として利用する見込みはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 補足説明いたします。

非農地判断につきましては、78 頁の市の『非農地に係る取扱基準第 5 条第
2 号イ』の規定に基づきまして、山林については植林後及び自然的条件で樹
木が繁茂してからの経過年数を勘案した上で、農地への復元は著しく困難で
あり、周囲の状況からみて、今後も継続して農地として利用する見込みはな

いと判断したところでございます。

補足説明を終わります。

議 長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。
質問、御意見はありませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。
議案第 55 号 非農地証明願いについては、申請理由からしてやむを得ないものとして、申請どおり証明書を交付することに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 御異議なしと認めます。
よって、議案第 55 号については、申請どおり証明書を交付することに決定します。

議 長 続きまして、日程第 11 議案第 56 号 下限面積（別段の面積）の設定についてを議題とします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長 説明いたします。80 頁からでございます。

下限面積につきましては、農地法第 3 条の所有権移転、賃借権等その他の使用収益権の設定、移転を許可する際の要件の一つで、権利を取得しようとする者又はその世帯員等がその取得後において耕作の事業に供すべき農地の面積であります。この面積に達しない場合は許可することができないとされています。

本市におきましては、現行は川辺地域 30 a、知覧及び顚娃地域 50 a、空き家物件に接続する農地は市内全域 0.01 a と定められています。

農業委員会は、毎年、農地面積や利用状況の変動等に応じて、下限面積の設定または変更の必要性について審議することになっていますが、2020 年農林業センサスの集計値が公表されたことから、以下のとおり提案するものでございます。

まず、農地法施行規則第 17 条第 1 項の適用につきましては、現行の川辺地域 30 a、知覧地域及び顚娃地域 50 a を川辺地域（農用地区域内）30 a、

知覧地域及び顚娃地域（農用地区域内）50 a に変更する，で提案するものです。

理由としましては，現行の「川辺地域」「知覧地域及び顚娃地域」の2つの区域に区分されていることにつきまして，市民の中に戸惑いや違和感があったことから，市全域での区域設定を検討しましたが，2020年農林業センサスの集計値が，農地法施行規則第17条第1項第3号の規定に抵触しないためには，市全域50 a としなければならないことから，面積につきましては変更しませんが，農用地区域内の農地に限定することで，設定区域は自然的経済的条件からみて営農条件が概ね同一と認められる地域となることから，提案するものです。

続きまして，農地法施行規則第17条第2項の適用の(1)につきましては，南九州市全域（農用地区域外）1 a に設定する，で提案するものです。

理由としましては，狭小，歪な農地が大多数を占める農用地区域外に現に耕作されておらず，かつ，引き続き耕作されないと見込まれる農地，その他その適正な利用を図る必要がある農地が相当程度存在しており，農用地区域外の農地に限定しても設定区域の位置及び規模からみて，設定区域及びその周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないと見込まれることから，県内の他市の設定状況も考慮し，新規就農の増加を促進するために適当と認められる面積1 a とする，で提案するものです。

(2)につきましては，現行の南九州市空き家物件に接続する農地は南九州市全域0.01 a（1 m²）は変更しない，で提案するものです。

理由としましては，令和元年5月29日施行以降，空き家物件に接続する農地に係る7件の3条申請，許可がなされ，実効性が確保されていることから，変更しない，で提案するものです。

資料の81ページの上の方に現行，下が提案の形であげております。下の方には関連する法律の部分を抜粋でお示ししております。

82ページですが，参考資料ということで上の段が2015年の農林業センサス，下の方が2020年農林業センサスでございます。下の方の2020年を見ていただきますと，顚娃地域，知覧地域，川辺地域，市内全域，設定する面積以下の農家数がその地域全体の農家数の40%をくだらないという項目がありますので，市全域でした場合も，顚娃，知覧につきましても5反，そういう形でしか設定できないということでございます。

83ページが県内の市の下限面積の設定状況でございます。農用地区域内と区域外に分けている市は4つほどあります。これの参考の1 a という参考でこちらも提案させていただいたところであります。

説明を終わります。

議 長 これより審議をお願いします。只今事務局から説明のありました件について質問、御意見はありませんか。

本木下委員 只今の件ですけれども、市民への周知を今後どうされるかという質問と県内の状況等が 83 ページにありますが、これについては令和 2 年 11 月 24 日現在となっていますが、17 条第 2 項の適用が 4 か所ありますが、年々適用について増えていくかどうか確認をしたいところです。

農地係長 周知につきましては本日決定された場合は公示をします。あとホームページ、農業委員会だより、地域の行政書士会の代表の方に通知をする予定であります。

県内の状況であります、これが昨年の 11 月現在ですが、毎年その時期に調査があつてそれを参考にしたものです。この 4 市を見ましても直近のものはございませんが、南九州市の場合も、基盤整備をした区画の大きい農地と集落近くの狭小な農地が今まで同じような状況でしたので、その辺をすみわけをするということで今回提案したところでございます。

事務局長 補足としまして、83 ページの表の中の昨年 11 月 24 現在ですが、下から 5 番目の志布志市ですが、把握している範囲ですが、昨年 11 月の段階では別段設定がなくて全域 50 a でしたが、令和 3 年度 30 a に下げているようです。空き家特例ができており、本市と同じ 0.01 a の下限面積に変わっている状況であるようです。

この下限面積の変更は提案理由の 81 ページの下の方の規則 17 条第 2 項にありますように新規就農を促進するという目的であれば農業委員会で自由に設定できる規定になっており、新規就農者が農地を取得しやすくなるように農用地区域につきましては、担い手農家の利用集積に支障がでるといけませんので、農用地区域を外して農振農用地でない所につきまして下限面積を下げまして 1 a にしようとする提案をさせていただいたところでございます。

議 長 他にご質問はございませんか。

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。
議案第 56 号 下限面積（別段の面積）の設定について、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 御異議なしと認めます。よって、議案第 56 号 下限面積（別段の面積）の設定については、原案どおり承認することに決定いたしました。

議 長 次に、日程第 12 その他でございますが、委員の方々から何かございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようでございますが、事務局は何かございませんか。

事務局長 （今後の日程について連絡する。）

農政係長 （配布資料の説明をする。）

議 長 只今の件について、御質問はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようでございますので、以上で本日の総会に付議されました全案件の審議は終了いたしました。

議 長 これをもちまして本日の会議を閉じ、併せて令和 3 年第 8 回南九州市農業委員会総会を閉会いたします。御起立願います。

事務局長 「一同礼」

閉 会 午後 3 時 10 分

南九州市農業委員会会議規則第 19 条第 2 項の規定により署名する。

南九州市農業委員会議長 _____

会議録署名委員 12 番 _____

会議録署名委員 13 番 _____